

平成24年7月13日理事会制定

(総則)

- 第1条 この規則は、本会定款第8条の規定に基づく総会で選任される代議員の選挙について定める。
- 2 選挙の実施方法に関する細則はそれぞれ別途定めることができる。

(選挙執行者)

- 第2条 選挙の執行者は会長とする。

(選挙の種類)

- 第3条 選挙は通常選挙と補欠選挙並びに再選挙がある。

(選挙の管理)

- 第4条 選挙管理委員会を本部に設置し、選挙を管理する。
- 2 選挙管理委員会は次の委員をもって組織する。
(1)会長が役員・代議員以外の正会員の中から指名した者2名
(2)幹事(事務局長があたる) 1名
- 3 任期は選挙が行なわれる事業年度の通常総会の翌日から翌年の通常総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 選挙管理委員会に委員長を1名おく。
- 5 委員長は、選挙管理委員会を代表し、その事務を総理する。
- 6 選挙管理委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 7 選挙管理委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 8 委員が選挙の候補者となったときは、選挙の決定まで委員の資格を停止し、当選決定の場合は委員の資格を失う。
- 9 前項の場合、会長が委員会の運営上支障ありと認めたときは、停止した委員の数以内の人数を理事会の議を経て、会長が期間を定めて臨時に委員を委嘱することができる。

(選挙権)

- 第5条 選挙権は、選挙が行われる会期(以降当期)の6月1日現在において当会正会員・フェロー会員がこれを有する。

(代議員の選出)

- 第6条 代議員は、当会の正会員の全有権者による投票により選出する。
- 2 選挙管理委員会は、当期の通常総会の3か月前までに代議員候補者を募り、当期の通常総会の2か月前までに候補者を第9条3項の通り会員に通知し、当期の通常総会までに開催される最後の理事会以前に選挙を実施する。
- 3 選挙管理委員会は、補欠選挙もしくは再選挙にあっては、これを行うべき事由を生じてから3か月以内に選挙が終了するよう選挙を実施する。

(代議員選挙)

- 第7条 代議員選挙は、選挙管理委員会の管理のもとで行う。

(代議員立候補者の届け出)

第8条 正会員のうち、代議員に立候補しようとする者は、自薦または正会員の推薦により、選挙管理委員会が定める締切日までに届け出る。

(代議員選挙の方法)

第9条 立候補者に対する当選数は、定款第8条2項の規定に基づく数とし、理事会より選挙管理委員会に通知する。

- 2 選挙管理委員会は、正会員に対して代議員選挙を案内し、立候補者を募集する。
- 3 選挙管理委員会は候補者を全正会員に周知させる。

(代議員選挙の投票)

第10条 選挙は有権者の投票によって行う。ただし、立候補者が当選数と同数もしくはそれ以下のときは無投票当選とする。

- 2 立候補者に対して行う選挙の投票方法は選挙管理委員会が別途定める。
- 3 選挙管理委員会が別途定める投票方式においては、郵送によるもののほか、ファックスによるもの、電子媒体を利用したものを認めることができる。
- 4 投票者は、投票用紙を選挙管理委員会へ選挙期日までに到着するように郵送もしくはファックス、電子媒体を用いた投票をしなければならない。ただし、郵送の場合には、選挙期日までの消印のある場合で開票前に到着したものは有効とする。
- 5 ファックスによる投票、電子媒体を用いた投票については、投票に際して、投票者本人が有権者であるかどうかを選挙管理委員会が確認するために投票用紙の一部もしくは投票の一連の流れの中で投票者を確認する措置をとる。
- 6 投票に際して投票者を確認するためにとられた措置による個人情報投票の有効性を確認する以外にはこれを用いてはならない。

(代議員選挙の投票の効力)

第11条 投票の効力は選挙管理委員会が決定する。この決定に当たっては第2項の規定に該当しない限りにおいて、投票者の意志が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

- 2 次の各号の一に該当する投票は、無効とする。
 - (1) 本規則及び選挙管理委員会で定める細則・投票方法その他の規定に違反するもの
 - (2) 選挙期日後に到着したもの（開票前に到着したもので選挙期日までの消印のあるものは有効とする）。
 - (3) 信任投票によるものにあつては、投票の意思を示すものとして指定された方法によらないものはその部分のみ無効とする。
 - (4) 立候補者に対する投票にあつては、選挙管理委員会が定めた定数を超えて投票の意思を示したものは無効とする。
 - (5) 記名投票の場合は、次の通りとする。

記載した氏名のうちの一部が、何人を記載したかを確認し難いときは、その部分のみを無効とする。

同一の氏名を重複して記載したものは、1個の記載とみなす。
 - (6) 同一の氏名、氏または名の候補者が2人以上いる場合において、そのいずれかを区別し難い投票は、当該候補者の他の有効投票に按分して、それぞれ加えるものとする。この場合は1票未満の端数は切り捨てる。

(代議員当選人の決定)

第12条 選挙管理委員会で別段の定めをした場合を除いて、有効投票の得票数の多い順位によって当選人を決める。得票数が同一の場合は、選挙管理委員会が抽選でその順位を決める。

- 2 信任投票においては、不信任が有権者の半数以下のものを当選人とする。
- 3 選挙管理委員会は、当選人が決定した場合には、これを直ちに会長に報告した後、理事会に通知する。
- 4 会長は、当選人を、すみやかに本会会誌に公告しなければならない。

(代議員当選の無効)

- 第13条 当選人が定款第10条によって定款第12条に定める被選挙者の資格を欠くに至った場合においては、当選は無効とし、次点者をもって充てる。
- 2 前項の規定による当選の無効の決定があったときは、第12条第3項および第12条第4項の規定を準用する。
 - 3 有権者は、選挙がこの規則に違反して行われたことを理由に当選人の決定に異議のある場合は、当選人の決定後2か月以内に選挙管理委員会に文書をもって異議の申立をすることができる。この場合に選挙管理委員会は、それが選挙の結果に異同を及ぼすおそれがあると認めるときは、選挙の全部または一部の無効を決定し、再選挙を行う。

(代議員の公告及び任期)

- 第14条 会長は、選任した代議員を、すみやかに本会会誌やホームページに公告しなければならない。
- 2 定款第8条に定める代議員の任期の始期は、選任を受けた総会の翌日とする。
 - 3 補欠選挙により代議員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

(記録の保存)

- 第15条 選挙管理委員会は投票の記録を作成し、全投票とともにこれを当該選挙にかかる代議員の任期中は保存しなければならない。

(附則)

- 1 この規則は、理事会の議決を経て、変更することができる。
- 2 平成24年7月13日に制定されたこの規則は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。